提出先札幌市

要件Ⅱ

要件Ⅲ

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	ミツイヘルスサ	ツイヘルスサービスカブシキカイシャ												
法人名	三井ヘルスサ	E井ヘルスサービス株式会社												
	〒 062−0932	062-0932												
法人所在地	北海道札幌市	北海道札幌市豊平区平岸2条3丁目6-13												
フリガナ	フジタダイ	フジタダイ												
書類作成担当者	藤田大	藤田大												
連絡先	電話番号	号 011-814-4016 E-mail d-fujita@mitsui.or												

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)	H-L-	<i>,</i> ,,,,,	#16 20 C. O.J. 4X10 O.B. M. #16		-
	0	0		0	

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	得予定σ	加算(の合計		
1	令和	5	年度の加算の見込額	20,931,576	円
2	賃金改割 (① の加	§の見 算の ∮	込額 引込額を上回ること)	20,972,664	円

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳) 要件 I

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
① 令和 5 年度の加算の見込額	14,430,252	円	3,634,800	円	2,866,524	円
② 賃金改善の見込額 ② (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 14,450,000	円	(b) 3,650,000	円	(c) 2,872,664	円

【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(🗸)により誓約すること。

☑ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ← O 要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事様に係る日間またとしました。

情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

(リ貝亚欧	苦を行り貝金項日。	及い)] 法										
①処遇改善加	n算による賃金改善(の見込	額(再掲)		1	4,450,00	00 円						0
②賃金改善乳	実施期間		令和	5 全	F 4	月 ~	令和	6	年	3	月(12	か月)
賃金改善を行 う給与の種類	□基本給□手	当(新詞	少) 🗹	手当(既	存の増	額) 🗆	賞与		その他	()
	(当該事業所における	賃金司	女善の内容(の根拠とな	る規則	•規程)							
	□ 就業規則の見直し	<u>ا</u>	賃金規程	の見直し	□ そ	·の他	()
	(賃金改善に関する規	宇内図	冬)※上記の根	拠規程のう	ち 賃金さ	まに関する	部分を抜き	H.at.⊤J	L				
具体的な取組 内容	①対象介護職員に対し、は9,500円、時給者は55 ②総原資に応じて分配し ③資格手当として、介護 有しその資格を使用する	円支給。 、差額/ 福祉士	は年1回ないし 2,000円、介護	.2回で精算 隻支援専門	「する。 相談員3	,000円、社	会福祉士3	3,000円	1、認知)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	専門士3		
	※前年度に提出した計	画書か	ら変更がある	場合には	、変更箇	所を <u>下線</u> と	とするなど明	明確に	すること	0			
	(上記取組の開始時期	期)	平成 2	24 年	7 月	(🗵	実施済		予定)			
次の要件に のいずれか	(2)キャリアパス要件 ・ 次の要件について該当する場合チェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。加算皿の事業所のみの場合もキャリアパス要件 I 又は II のいずれかを満たすこと。 キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす 合もいずれか「該当」、加算Ⅲの場												
	100 7 100 25-1												
1 1 1 1 1 1 1 1 1	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。												
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。													
ハイ、ロ	ハ イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。												
						加質Ⅰ.	Ⅱの場合	ナ心ざ	「該坐」	加質	Ⅲの坦		_
キャリアパス	要件Ⅱ 次のイとロ	両方の	基準を満	たす。			「れか「該当		'	、加升	ш 07-5	V	該当 O
	員の職務内容等を踏る 多の実施又は研修の機				ながら、	資質向」	上の目標』	及び ①), (2)IC	関する	る具体的	りな計	画を策定
			資質向上 5										
	現のための具体的な		に、介護耶	或貝の能力	」評価を	:1丁フ。 %	《当該取租	の内容	言つい	以	バー記載	9 5-	٤
取組内	容												
	する項目にチェック た上で、具体的な内容		資格取得	のための	古塔の9	丰体 火尘	は転組の	内突に	ついて	131757-	記載す	スーレ	
を記載		J 2											0,000円と
			(し受講料を ・実務者研 (右り)								は受講料	斗全額?	貸付制度
ロイにつ	いて、全ての介護職員	に周知	している。										
キャリアパス		両方の	基準を満	 たす。		加算Iの	の場合は必	ず「該	当」			V	該当 〇
イ 介護職 設けて	- 員について、経験若し いる。	くは資	各等に応じて	て昇給する	る仕組み	マは一気	定の基準に	こ基づ	き定期	に昇	給を判別	定する	仕組みを
		J (1	経験に応じ※「勤続年			どに応じて	て昇給する	仕組み	を指す	0			
当する	な仕組みの内容(該 もの全てにチェック ること。)	y (2	資格等に応) ※「介護福 護福祉士資	祉士」や「身	務者研	修修了者」							
		J 3	一定の基準 ※「実技試! 基準や昇紹	験」や「人事	評価」な	どの結果		給する	る仕組み	を指す	す。ただし	、客観	見的な評価

口 イについて、全ての介護職員に周知している。

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- Ⅵ 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B \geq 2C) (ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。 \Rightarrow 4(1)②(カ)に記入)
- ™ 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- ™ (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	3,650,000 円									
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(3)	そ	の他の	の職種(C)			
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✔)すること	V						0			
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	32.0 人		人				人	要件		
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※ <u>法人で設定する</u> 、特定加算による平均賃金改善額の比率	10.0 :		:					件以要件		
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	9,505 円	0	円			0	円	V		
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(3,650,000 円)	(0円)	(0 円)	ļ		
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ記入			円				円			
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	のうち、改善後の賃金		円	←	要件加					
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	均8万円以上又は改	8	人	←	要件					
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事 予防・総合事業での重複除く)	業所数(短期入所・	4	か所	←	VIII					
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額44	0万円以上となる者」を	設定できない場合	îそ(の理	Ħ					
□ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。										
□ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃	金を引き上げることが困	難であるため。								
月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化 することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。										
□ その他()			

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

_/ <u></u>			_~	~ ~ ~ ~	<u> </u>										_		_	
賃金改善 実施期間	令和] 5	年	4	月~	- f	令和	6	年	3	月(12	か	月)				0
ある介護職員		動続年数が の項目から ・、管理者・	が概れ ら全般 、係長	a5年以. g的にそ 長等の職	上で、 の能力 務を遂	ー定レベ つや技能 な行、職員	ヾルの を勘え 員への	介護技 案し、新 の指導・教	能を有加算の 数育を	対象 と 行 う 者	と認め <i>†</i>	た者。		•	の管	<u> </u>	成担論	当
	(4(1)②で(A)にチェック(✔)がない場合その理由)																	
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基準	本給 🗆	=	手当(新	f設)	√ <u>=</u>	手当	(既存の)増額	<u>(</u>)	賞与	į.		その他	()	
	(当該事業	業所にお	いて	賃金改	善内和	容の根	拠とな	よる規則	刂∙規和	星)								
	□ 就業	規則の見	直し	. 🗸	賃金持	規程の	見直	L 🗆	その	他	())
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。										金							

內台	①介護職の経験年数及び当 「 <u>2.600円</u> 」の6段階とする。 ②勤務日数が週2日以下の/ ③総原資に応じて分配し差額	パートタイ	イマー職	員へ	の配分								
·	※前年度に提出した計画書	から変	更がある	場合	には、変	变更箇層	近を <u></u>	<u>下線</u> とするな	ど明	確にす	ること。		
	(上記取組の開始時期)	令和	1	年	10	月(7	実施済		予定)		

(3)見える化要件について

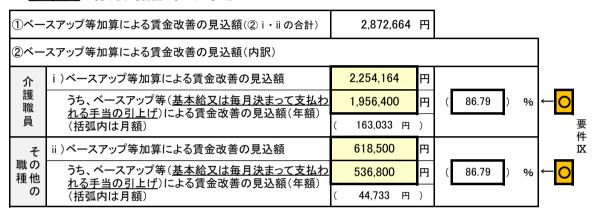
・実施する周知方法について、チェック(✔)すること。

大肥りる同品	/] /.	AIC 20. C. 7 ± 727 (♥ 7 9 ℃ CC o	
ホームページ		「介護サービス情報公表システム」への掲載	
への掲載	✓	自社のホームページに掲載	
その他の方法		事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	
による掲示等		その他(

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- 区 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること



(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年	4 月 ~	令和 6	年	3 月	(12 か月)			0
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択)	基本給	決まって毎月3 る手当(新		沙	まって毎月支持 当(既存の ⁵				
う給与の種類	上記以外 (必ず選択)	当(新設) 🛭	手当(既存の	増額)	V	賞与		その他()
	(当該事業所における	賃金改善の内	7容の根拠となる	規則・規和	星)					
	□ 就業規則の見直	, □ 賃金規	見程の見直し 「	☑ その他	. (「介護職員べー	スアッ	プ等支援加	算」手当支給表)
	(賃金改善に関する	定内容)※上	:記の根拠規程のうち	、賃金改善に	に関する語	部分を抜き出すこと	: 。			
内容	介護職員 160時間以 その他の職員(看護職: 0時間未満 <u>800円</u> 余剰金が出た場合には	・調理・運転職	員•事務員等) 16	0時間未満 0時間以上	i <u>2, 25</u> : <u>2, 40</u>	<u>50円</u> / 80時間》 <u>90円</u> / 80時間)	未満 <u>_</u> 以上 ⁻	<u>1, 350円</u> -160時間:	未満 <u>1, 600円</u>	/ 8
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。										
	(上記取組の開始時	令和	<mark>4 年 10 </mark> .	月(<mark>図</mark>	実施済	斉 □ 予定)			

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しなし、

区分		内容
	7	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	7	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	7	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	7	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	7	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ		研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援		エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
		上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	7	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	7	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員 への転換の制度等の整備
推進	>	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	7	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	7	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等によ る腰痛対策の実施
腰痛を含む心	7	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	7	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	7	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	7	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	7	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の 業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組		5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	7	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	7	ミーナイング寺による臧塚内コミューケーションの円宿化による値々の介護職員の丸づさを踏まえた勤務境境やケナ内谷の改 釜
やりがい・働き	7	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	>	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	7	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

	確認項目	証明する資料の例
7	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
J	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
7	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
7	キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
7	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法そ の他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
4	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
J	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

[※]各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 <mark>5</mark> 年 4 月 7 日 法人名 三井ヘルスサービス株式会社 代表者 職名 <mark>代表取締役</mark> 氏名 <mark>平井 淳一</mark>

[※]本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

ı			

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について<共通>							
		0						
(2		0						
^2	- 1 特定加昇による賃金以告の元と額が加昇の元と額を工画ること ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0						
(2		0						
(3	別処理以告加昇寺による貝並以告以外の部分で貝並小牛を引き下げないことを言利すること							
	2. 加速改美加質の亜州について							
3 処遇改善加算の要件について								
(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0						
(2)	処遇改善加算 I・Ⅱ を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 I を満たしていること	0						
	処遇改善加算 $I \cdot II$ を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 II を満たしていること (2) 具体的な取組内容が記入・選択されていること	0						
	処遇改善加算 I を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	0						
<u> </u>	.							
	4 特定加算の要件について							
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること							
(1)	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること							
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	0						
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと							
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	0						
	、賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0						
(2) 「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること								
(3	3)見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	0						
Ŀ	ALT TO THE REPORT OF THE REPOR							
	5 ベースアップ等加算の要件について							
(1	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引 、上げ)に充てられる計画になっていること	0						
(1	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	0						
(2	(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0						
_								
	6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>							
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	0						
<u></u>	THE WAY OF THE PROPERTY OF THE							
	7 要件を満たすことの確認・証明<共通>							
	必要な項目が全て選択されていること	0						